

研修施設評価の考え方（2024.4.15更新 青字箇所）

* 研修施設＝大学附属病院・診療科

* 準研修施設＝機構専門医(かつ指導医)のいる開業歯科医院

【1.設備・備品などの考え方】

設備・機材(特に高額な設備関係)を全て有する研修施設は少ない。

実際、修復・歯内の両方を担当している研修施設(大学附属病院・診療科)でも、おおかたの必要機材はあるが、高額設備は中央施設所有の設備を使用する。

そこで、以下のような指針で適合性を判断する。

[修復系について]

- ・レジン接着器材(照射器や普通に使用される備品など)は必須。
- ・CAD/CAM関連機材、例えば口腔内スキャナーを診療科で保有となると現実的には難しい。しかしながら、使用したい時に使用できる環境でなければならない。
- ・従って、仮に自身の所属診療科に口腔内スキャナー等がなくても同じ附属病院内の他科が保有していてそれを使用できるのであれば、「中央施設や他診療科」で「〇」となる。
- ・また、精密印象から模型作製後、CAD/CAM設備を有する技工所に外注する環境が整備されているのであれば、それも「条件付きで〇」として可とする。「条件付き」とは、その外注システムを証明する書類を添付するなどが考えられる。

[歯内療法系について]

- ・歯内療法を実施する上で顕微鏡使用環境にないと専門医としての治療ができない。従って、歯科用実体顕微鏡は常に使用できる状況でないといけない。
- ・一方、研修施設(大学附属病院・診療科)の場合、費用や教育の点で、設備・備品の設置場所などは大学によって状況が異なることも考慮する必要がある。
- ・したがって、自身の所属診療科に顕微鏡がなくても同じ附属病院内の他科が保有していてそれを使用できるのであれば、「中央施設や他診療科」で「〇」となる。

【2.患者数(症例数)の考え方】

患者数(症例数)については、研修施設(大学附属病院・診療科)の適合性として評価では重視される。研修施設の症例数が少ないと専門医研修希望者を受け入れることができないのが理由である。

年間の症例数を算出する際、以下の点を考慮する。

[修復・歯内の専門診療科で歯科保存に関する専門診療を行っている場合]

2領域(修復・歯内)を専門とする研修施設(大学附属病院・診療科)は、配当される新患(紹介含む)は全て修復治療と歯内療法の両方が対象なので、「新患数＝専門医の専門性にかかる症例数」と考えられる。

[他領域と同じ診療科内で歯科保存に関する専門診療を行っている場合]

同じ診療科内に保存担当歯科医以外に補綴担当歯科医がいる、あるいは同じ診療科内で修復治療と歯内療法のいずれかを主とする専門医が常駐し各専門領域を中心に対応している場合が該当する。

その場合、「診療科全体の新患数＝専門医の専門性にかかる症例数」とはならない。この場合、歯科保存専門医が対象とする「症例数」を記載する必要がある。

記載欄のはじめに「歯科保存専門医の専門性にかかる症例の数」と説明を入れている。

【3.申請希望者受入可能数の考え方】

申請希望者受入可能数は、以下を参照してもらう。

<1名の歯科保存専門医に必要な臨床実績(5年間で必要とされる症例数)>

- ・5年間で300症例(400単位)以上。修復症例と歯内症例は原則同数
- ・従って、1年間で60症例(1年間で修復30以上、歯内30以上)

<研修施設に専門医が1名いる場合、更新には上記の症例数が必要>

- ・現在、[日本歯科保存学会](#)or[日本歯内療法学会](#)における専門医で、今後、機構認定の歯科保存専門医に移行される方は、移行後に機構認定の歯科保存専門医に関する2回の更新を経たのちに認定委員会に指導医申請をすることができる。
- ・歯科保存専門医制度における指導医の要件は、専門医として10年以上(更新2回)の実績があり、歯科保存専門医認定委員会で審査される必要あり。
- ・同指導医(移行する教授など)は、同資格取得5年後の更新時に臨床実績の提示は必要なくなる予定。

<指導医以外に1名の専門医がいる研修施設に1名の申請希望者がいる場合>

- ・5年間で600症例以上(1年間で120症例以上、1ヶ月で5症例以上)が必要。
 - ・専門医1名が更新に必要な症例数:300/5年
 - ・申請希望者1名が申請する上で必要な症例数:300/5年

(例1:1年間に120症例以上の新患に対応する研修施設)

- ・専門医(更新者)は1名→年間60症例の臨床実績が必要。
- ・この場合、1名の申請希望者が研修可能。
 - 申請希望者は年間60症例の臨床実績が可能。

(例2:1年間に100症例の新患に対応する研修施設)(症例数が少ない)

- ・専門医(更新者)は1名→年間60症例の臨床実績が必要。
 - 残り40症例が申請希望者の研修対象。→年間20症例足りない。
- ・この場合、申請希望者の研修は不可能。
 - 申請希望者に必要とされる5年間で300症例の臨床実績を蓄積できない。
 - 難易度症例を年間2症例実施しても、臨床実績を蓄積できない。
- ・研修施設として成立しない。
 - 症例数などが整った段階で、再度の申請。

(例3:1年間に240症例以上の新患に対応する研修施設)

- ・専門医(更新者)は2名。
 - 更新者2名はそれぞれ年間60症例の臨床実績が必要。
- ・この場合、2名の申請希望者が研修可能(240症例-120症例=120症例が希望者分)。
 - 希望者はそれぞれ年間60症例の臨床実績が必要。